

答 申 第 1 3 1 号
(諮 問 第 1 3 3 号)

令和 7 年 (2025 年) 7 月 29 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 5 年 (2023 年) 6 月 12 日付け鎌総第 747 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書不存在決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和 4 年（2022 年）10 月 14 日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「村岡地区・深沢地区土地区画整理事業について、土地区画整理法第 3 条の 2 に関し、国土交通大臣が必要と認めた文書。」について、実施機関鎌倉市長が令和 5 年（2023 年）3 月 8 日付けで行った行政文書不存在決定処分は、妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和 4 年（2022 年）10 月 14 日付けで鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月 28 日条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「村岡地区・深沢地区土地区画整理事業の一体施行について、施行者である、独立行政法人都市再生機構の施行業務内容が詳細に分かる一切の文書。」（以下「当初請求内容」という。）に係る行政文書公開請求を行った。

イ 当初請求内容に係る実施機関の補正依頼について

実施機関は、当初請求内容を確認したところ、「請求する文書の内容」欄（以下「内容欄」という。）に形式上の不備があると判断し、別表 1 のとおり 4 回にわたって審査請求人に対して補正を求めた。

ウ 当初請求内容に係る補正について

審査請求人は、別表 2 のとおり、実施機関から求められた内容欄の補正の求めに対し、それぞれ補正する旨回答し、請求内容を「村岡地区・深沢地区土地区画整理事業について、土地区画整理法第 3 条の 2 に関し、国土交通大臣が必要と認めた文書。（以下「本件請求」という。）」に修正した。

エ 本件処分について

実施機関は、本件文書に対し、令和 5 年（2023 年）3 月 8 日付け鎌倉市指令深地第 21 号で行政文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

オ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和 5 年（2023 年）3 月 15 日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和 5 年（2023 年）3 月 15 日付けで提出した審査請求書、同年 4 月 10 日付けで提出した反論書及び同年 5 月 15 日付けで提出した再反論書における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 実施機関は、請求書の受付に際して審査請求人に内容欄の補正を求めた際、補正の参考となる情報の提供に努めたと説明するが、審査請求人は、公開請求に参考となる情報の提供を受けておらず、適正な情報提供が不足していた。

イ 実施機関が公開請求をしようとする者が容易かつ的確に公開請求することができるように文書目録等を適正に管理していないのは条例に反している。

ウ 実施機関は、請求書の補正を求める際に、公開すべき文書の特定につながるように情報提供していると主張するが、審査請求人は、実施機関の主張するとおり行われていれば、本件処分は発生していない。

3 実施機関の行政文書不存在決定理由説明要旨

令和 5 年（2023 年）3 月 29 日付けで提出された弁明書、同年 4 月 27 日付けで提出された再弁明書及び令和 7 年（2025 年）4 月 14 日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書不存在決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、「条例に基づき、公開請求をしようとする者が容易かつ的確に公開請求することができるように、文書目録等が適正に管理されていないのは条例に反している。」と主張するが、実施機関の行政文書目録は、ホームページで公開している。また、保存文書台帳等は鎌倉市行政資料コーナーで閲覧可能であり、鎌倉市中央図書館をはじめ市内の図書館にインターネットで閲覧が

できるパソコン端末を設置していることを補正依頼書で案内している。

- (2) 審査請求人は、実施機関が審査請求人に補正を求める際、情報提供が不足していたと主張するが、実施機関は公開すべき文書の特定につながるよう明確化を図るため、請求内容の聴き取りについて対面及び電話で補正を依頼したものである。しかし、審査請求人はこれに応じない旨の意向を示したことから、別表1の第1回から第4回までの補正依頼により請求内容の補正を依頼したものである。
- (3) 実施機関は、別表1の第1回補正依頼により、請求書に行政文書を特定するためには形式上の不備があると判断したことを説明し、「詳細、一切、一式、等」といった表現を用いた包括的な請求内容では、膨大な量の文書を対象とすることとなり、事務処理にも膨大な時間を要するおそれがあった。
- (4) 審査請求人は、請求内容に公開すべき文書を特定するに足りる事項を明記していなかったことから、実施機関は補正を依頼する都度、行政文書の名称等を明記するよう求めたが、要請に対する回答はなかった。
- (5) 実施機関が審査請求人に対して行った、第1回から第3回までの補正依頼に係るやりとりの中で、回答書に記載された請求内容では公開すべき文書を特定するに足りる事項は明記されなかったが、第4回補正依頼に係る審査請求人からの回答により、当該請求趣旨に該当する行政文書は不存在であることが判断できたことから本件処分を行ったものである。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び再反論書並びに実施機関からの弁明書、再弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

(1) 本件請求等について

本件請求に係る対象文書は、当初の請求では「村岡地区・深沢地区土地区画整理事業の一体施行について、施行者である、独立行政法人都市再生機構の施行業務内容が詳細に分かる一切の文書。」であったが、実施機関から審査請求人への補正の求めに応じ、「村岡

地区・深沢地区土地区画整理事業について、土地区画整理法第3条の2に関し、国土交通大臣が必要と認めた文書。」へと請求内容を修正した。

実施機関は、本件請求に対し、本件請求時点において対象文書が存在しないとして本件処分を行った。

審査請求人は、反論書及び再反論書において、必要な情報提供がされなかった等として、本件処分は不当であると主張する。

そこで、実施機関が行った本件処分に関し、実施機関の判断の妥当性について、以下、検討する。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 当審査会が本件処分理由について実施機関に確認したところによれば、第4回補正依頼に対する審査請求人の4回目の回答により当初請求内容から修正された本件請求の趣旨から、審査請求人が当初の請求を行った令和4年(2022年)10月14日時点(以下「本件請求時点」という。)では、本件請求内容に該当する文書は存在せず本件処分を行ったとのことであった。

イ 実施機関が公表している「深沢地域整備事業に関する歩み」によれば、令和5年(2023年)3月に村岡・深沢地区土地区画整理事業について、独立行政法人都市再生機構が国土交通大臣に事業計画認可を申請したとされている。

ウ したがって、本件請求時点では未作成の文書であることから請求内容に該当する文書は存在しないとする実施機関の主張について、特段の不自然、不合理な点は見当たらず、また、実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠は認められない。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

本件審査請求に対する当審査会の判断は上記のとおりであるが、なお文書の特定について次のとおり付言する。

実施機関は、当初請求内容に形式的な不備があるとして審査請求

人に対し補正の求めを複数回行い、審査請求人は本件請求内容に修正している。その際、実施機関は、「詳細、一切、一式、等」といった表現を用いた包括的な請求内容では膨大な量の文書を対象とすることとなり、事務処理にも膨大な時間を要するおそれがあったと説明する。

公開請求書に記載を求められる「行政文書を特定するに足りる事項」（条例第5条第1項第2号）は、実施機関が、当該記載から開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載を要するものと解される。確かに、記載内容が抽象的・一般的で漠然としたものであったこと等により、対象となる行政文書を特定することができず、補正を求めることにより、なお対象文書を特定することができなかった場合には、形式上の不備があるとして拒否処分を行うこともありうる。

しかしながら、情報公開請求の対象となる行政文書は、請求内容に応じて多様であり、「詳細、一切、一式、等」といった表現を用いた包括的な請求であったとしても、請求内容によっては他の行政文書と識別しうることもまた同様にありうるところである。

情報公開制度の趣旨・目的、請求人が必ずしも行政文書の管理形態に知悉しているわけではないこと、及び当初請求内容に対して検索すべき行政文書がどの程度の範囲に及ぶかどうかに関する具体的な主張が実施機関からなされていないことに鑑みれば、当初請求内容が「詳細、一切、一式、等」といった表現を用いていることのみを根拠として、形式上の不備があるとしたならば、その判断は必ずしも適当なものとは言えない。情報公開制度の趣旨・目的に沿った運用を望むものである。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

実施機関の補正依頼の経過

	依頼日
第 1 回補正依頼	令和 4 年（2022 年）11 月 24 日付け鎌深地第 550 号
第 2 回補正依頼	令和 4 年（2022 年）12 月 16 日付け鎌深地第 618 号
第 3 回補正依頼	令和 5 年（2023 年）1 月 19 日付け鎌深地第 691 号
第 4 回補正依頼	令和 5 年（2023 年）2 月 17 日付け鎌深地第 768 号

別表 2

審査請求人の回答の経過

	審査請求人の 回答日	審査請求人の回答
第 1 回 補正依頼	令和 4 年（2022 年）11 月 27 日	「村岡地区・深沢地区土地区画整理事業の 一体施行について」一体施行者である、独 立行政法人都市再生機構の施行業務内容 が明確に分かる文書
第 2 回 補正依頼	令和 4 年（2022 年）12 月 22 日	「村岡地区・深沢地区土地区画整理事業に ついて」独立行政法人都市再生機構が村岡 地区・深沢地区を一体施行者になれる、独 立行政法人都市再生機構の施行業務内容 規則等が明確に分かる文書
第 3 回 補正依頼	令和 5 年（2023 年）1 月 27 日	独立行政法人都市再生機構が村岡地区・深 沢地区を一体施行者になれることが、明確 に分かる文書
第 4 回 補正依頼	令和 5 年（2023 年）2 月 20 日	村岡地区・深沢地区土地区画整理事業につ いて、土地区画整理法第 3 条の 2 に関し、 国土交通大臣が必要と認めた文書。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日		内 容
R	4 / 1 0 / 1 4	行政文書公開請求書が提出される
	1 1 / 2 4	行政文書公開請求 補正依頼書
	1 1 / 3 0	補正内容等回答書 (11/27 付け)
	1 2 / 1 6	行政文書公開請求 再補正依頼書
	1 2 / 2 6	補正内容等再回答書 (12/22 付け)
	5 / 1 / 1 9	行政文書公開請求 再々補正依頼書
	1 / 3 1	補正内容等再々回答書 (1 /27 付け)
	2 / 1 7	行政文書公開請求 再々々補正依頼書
	2 / 2 2	補正内容等再々々回答書 (2 /20 付け)
	3 / 8	行政文書不存在決定通知書
	3 / 1 5	審査請求書が提出される (処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課)
	3 / 3 0	処分庁が審査庁に弁明書を提出
	4 / 1 0	審査請求人が審査庁に反論書を提出
	4 / 2 7	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
	5 / 1 5	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
	6 / 1 2	審査会に諮問
	7 / 4 / 1 4	第 165 回審査会で審議 (実施機関からの口頭による決定理由説明)
	5 / 2 0	第 166 回審査会で審議
	6 / 1 3	第 167 回審査会で審議
	7 / 4	第 168 回審査会で審議
	7 / 2 9	答申 (答申第 1 3 1 号)